区のお知らせ

足立区

足立区千住一丁目50
☎（882）1111
編集・発行／足立区役所

人口調べ
（昭和46年12月1日現在）

世帯	185,396
男	300,421
女	289,678
計	590,099

（前月より 463人増加）

法律相談

日常生活上のもめごとや法律上の手続きなどについて、弁護士が相談に応じます。毎月第一・三・四木曜日…区役所区民相談室。第三水曜日…第二庁舎（旧梅島支所）時間はいずれも午後1時～4時。

千住区民福祉センター完成

老人と児童の施設が中心
今月十一日に開設します

□……昭和四十五年十二月に着工した、「千住区民福祉センター」が一年の歳月をかけ、このほど完成……□
□……しました。去る十二月二十四日に落成式が行なわれ、いよいよ今月十一日に開設されます。……□
□……これで区民の福祉センターは、中部（関原）・東部（綾瀬）・西部（鹿浜）に加えて、四つとな……□
□……りました。……□

第二次補正予算

一般会計二百億円を突破

中小企業緊急融資などに

去る十一月開かれた第四回区議会定例会で、昭和四十六年度足立区各会計の補正予算が議決されました。そのおもな内容は、次のとおりです。

■一般会計

▽被生活保護世帯に避難袋配布（五千八百世帯）…百四十五万円▽老人福祉対策（養護・特別養護老人ホームへの措置など）…一千三百四十四万二千円▽心身障害者の施設収容委託…八百七十七万二千円▽児童手当…二千三百六十三万六千円▽児童の保育委託…一千六百五十七万五千円▽中小企業融資事業…四千百九十一万一千円▽路面補修（六〇〇〇平方㍍）…一千四百万円▽東武伊勢崎線踏切立体交差…一千五百万円▽私道整備助成…六千百二十二万四千円▽公共溝渠改良（七六五㍍）…二千百九十一万二千円▽公園造成…七百万円▽特別区債利子…五千五百七十三万円

■用地購入

おもな内訳　児童館用地購入（二か所）…九千四百七十九万四千円　公園用地購入（一か所）…一千九百八十二万円　学校用地購入…四千三百十万九千円　運動場用地購入…三千二百八十万八千円など

ごあいさつ

足立区議会議長　藤来　勇

区民の皆さま明けましておめでとうございます。

ここに希望の新春を迎えるにあたり、皆さまの御清福と御繁栄を心からお祈りいたします。

私は、昨年五月の区議会改選にともない議長に就任いたしまして以来、議会の円満な運営と政の進展を第一義として誠心誠意努力を重ねてまいり、おかげをちまして大過なく越年することができましたことは、ひとえに皆さま方の御支援御協力のたまものと心から感謝を申し上げる次第であります。

御承知のように、本区はめざましい発展変ぼうを遂げており、人口も近々六十万台に達しようとしておりまして、反面、これに伴う行政需要の激増をきたしており、区民の皆さまの福祉増進と生活の安定を図るには、なお重要問題が山積している現状であり、これらの解決を図ることは、区政を担当するわれわれに課せられた責務であります。

近時、とみにきびしい国際・国内状勢のなかにあって、昭和四十七年こそは、本区の躍進の年として、国内および都の施策とあいまって、区政全般にわたり最大の効果があがるよう、そうの努力を傾注する所存でありますから、なおことぞ倍旧の御指導と御鞭撻を賜わりますようお願い申し上げまして年頭の御挨拶といたします。

■各会計予算額

【一般会計】補正前の額…百九十五億五千二百八十八万円　**補正額**（第三号）…六億六千二百九万円円　**合計**…二百一億一千四百九十七万四千円

※**繰越明許費**▽土木費（道路拡幅）…三千五百八十三万円▽教育費（小学校建設）…二億三千七百八十万七千円

※**債務負担行為**▽軽自動車税額計算等業務委託（昭和四十六年度から昭和四十七年度まで）…二百三十万円▽小・中学校仮設校舎設置（昭和四十六年度から昭和四十七年度まで）…三千三百万円▽小・中学校校舎建設設計委託（昭和四十六年度から昭和四十七年度まで）…一千六百万円

【国民健康保険特別会計】補正前の額…三十四億四千六百六万三千円　**補正額**（第二号）…七千五億二千六百十七万五千円　**合計**…三十四百六十一万二千円

【用地特別会計】補正前の額…六億百九十万円　**補正額**（第二号）…一億円　**合計**…七億百九十万円

保育園児を募集

申込み1月10日～31日

保育園は、児童福祉法に基づいて設けられる児童福祉施設です。保育園への入園申込みは、福祉事務所で毎日受付けていますが、特に、四月入園の場合は、次のように行ないます。

入園ご希望の方は、あなたの住む地域を所管する福祉事務所へお申込みください。

申込みできる方―こども（未就学児）の保護者がいなかったり、働いていたり、あるいは、病気などのため、めんどうがみられないご家庭。

申込み期間―一月十日（月）から三十一日（月）まで

申込み先―あなたの地域を所管する。次の福祉事務所へ

□**足立福祉事務所**（千住柳町一二―五）☎八八八―三二四一

□**中部福祉事務所**（関原二丁目一〇―一〇）☎八八九―一四八一

□**東部福祉事務所**（東綾瀬一丁目五―一七）☎六〇五―七一〇一

□**西部福祉事務所**（鹿浜二丁目一四―二）☎八九七―五〇一一

持参するもの―①印かん、②次の該当する書類全部

△昭和四十六年度特別区民税額のわかるもの（例―課税証明書、源泉徴収票、納税通知書など）

ただし、四十六年分が未確定の場合は、四十五年分のもの

△昭和四十六年度固定資産税額のわかるもの（例―課税証明書、特別徴収通知書、納税通知書など）

△昭和四十六年分所得税額のわかるもの（例―課税証明書、源泉徴収票、納税通知書など）

ただし、四十六年分が未確定の場合は、四十五年分のもの

△昭和四十六年度固定資産税額のわかるもの（土地、家屋をお持ちの方のみ）

くわしくは、各福祉事務所へおたずねください。

〈足立福祉事務所管内〉

区立＝千住／日の出町／緑町／五反野／若松町／中央本町／宮城／元町／千住あずま

私立＝三星／高和／子ひばり／中央本町／梅田／栗原／六ツ木／辰沼／弘道／東花畑

私立＝大住学園／隅田学園／チェリー／聖母のさぬり

▽厚生年金等被保険者証または国民年金手帳

▽申請人名義の銀行預金通帳

▽印かん

▽都の受給資格者証

なお、外国人の方は従来のままです。公務員、公社に勤務の方は、勤務先で支給されますので申請する必要はありません。

申請はできるだけお早く、区役所児童係へ（二階八番窓口）

償却資産（固定資産税）の申請は一月17日頃までに

〈都税事務所〉

区内の初詣

お正月の休みを利用して、区内の史跡を散策がてら、お子様づれでまわってみてはいかがでしょうか。

西新井大師

弘法大師の創建で、厄除開運の霊場として、有名です。再建中の本堂がこのほど完成し、去る十二月二十一日に遷座式を行ないました。

広い境内には、植木市や屋台がいっぱい出ますし、塩地蔵、三途の河原、くじぐく、つるなどの鳥がたのしめます。名物は、草だんご、だるませんべい。

東武線大師前下車徒歩二分

花畑大鷲神社

浅草鷲神社の奥の宮と言われ境内は、樹々が茂り古い時代を思わせます。

本殿の左右には、昇竜、降竜のすぐれた彫刻があります。開運の神として信仰されています。

東武バス北千住駅から大鷲神社行終点下車

東岳寺

江戸時代の浮世絵の大家で「東海道五十三次」などで名高い安藤広重の墓がある寺です。

この墓は「旧跡」に指定されており、境内には枯山水の池もあります。

東武線竹の塚駅下車徒歩十分

ここには、二百年ほど前から続いている島根ばやしがあり、江戸時代の素朴な郷土芸能として伝えられています。

元旦には、神前において、この一年の安全を祈願し、悪魔を払うための「まものばやし」なども行なわれます。

東武線梅島駅下車徒歩十五分

島根鷲神社

【開園延期のおわび】

先に「区のお知らせ」第二五〇号で、都住在畑第三パート内にある東在畑保育園の開園を新春そうそうとお知らせしましたが、同都住の入居が遅れている関係上、開園を二月一日に変更させていただきます。

区教育委員会では、ことし四月に就学する児童を対象に、事前の準備手続きを次のとおり行ないます。

これは、新入学児童に対する準備ですから、保護者の方は、ぜひお確かめください。

学齢簿の縦覧

対象―昭和四十年四月二日～昭和四十一年四月一日の間に生まれた児童

名簿を見られる期間―一月十一日（火）～十七日（月）午前九時～午後四時（ただし、土曜は正午まで。日曜は休み）

東武線バス北千住駅から大鷲神社行終点下車

就学通知書を17日に郵送

1月11日～17日学齢簿の縦覧

〈東部福祉事務所管内〉

区立＝東部／綾瀬／東谷中／神明町／花畑／東綾瀬／東栗原／六ツ木／辰沼／弘道／東花畑

私立＝大住学園／隅田学園／チェリー／聖母のさぬり

〈西部福祉事務所管内〉

区立＝北宮城／上沼田／第二上沼田／新田／西沼田／新田わかば／第二新田／西新井／興本／第三上沼田／谷在家

私立＝江北／江北学園／新田／興野／西新井教会／清水／足立小鹿

〈中部福祉事務所管内〉

区立＝中部／第二本木／島根あおば／伊興／竹の塚／竹の塚北／南保木間／北保木間／梅田／栗原／島根／渕江／本木緑隣館／ひまわり

〈中部福祉事務所管内〉

区立＝中部／第二本木／島根あおば／伊興／竹の塚／竹の塚北／南保木間／北保木間／梅田子供の家／島根／渕江／本木緑隣館／ひまわり

私立＝いづみ／梅田子供の家／東綾瀬／東栗原／六ツ木／辰沼／弘道／東花畑

私立＝大住学園／隅田学園／チェリー／聖母のさぬり

〈東部福祉事務所管内〉

区立＝東部／綾瀬／東谷中／神明町／花畑／東綾瀬／東栗原／六ツ木／辰沼／弘道／東花畑

私立＝大住学園／隅田学園／チェリー／聖母のさぬり

〈西部福祉事務所管内〉

区立＝北宮城／上沼田／第二上沼田／新田／西沼田／新田わかば／第二新田／西新井／興本／第三上沼田／谷在家

私立＝江北／江北学園／新田／興野／西新井教会／清水／足立小鹿

参加費―五〇〇円

申込み先―一月二十一日正午までに、参加費を添えて次のいずれかの体育協会員へ

▽鈴木（千住緑町二丁目一〇）☎八八一―四八八二

▽堀内（千住宮元町一五～九）☎八八二―七七八九

■愛の献血にご協力を

寒さがきびしくなると、献血をする方がすくなくなり、輸血用血液を確保するのが困難になります。特に**O型血液**は不足がちになっています。

そこで、都と日赤では、十二月十五日から二月十四日までの一か月間を「献血推進強調月間」ときめて献血運動を積極的に実施しています。

わたくしたちは、いつ病気にかかったり、事故にあうかわかりません。そのような時のためにも、献血をしておくと便利です。あなたの血がみんなを救い、みんなの血があなたを救うのです。

ぜひ献血にご協力ください。

一月の移動採血日程

▽十一日（火）千寿第六小学校

▽十三日（木）東部区民福祉センター

▽十八日（火）五反野小学校

▽二十日（木）花畑小学校

▽二十六日（水）第十六出張所

▽三十一日（月）北千住駅西口

時間は、いずれも午前十時から午後三時まで。

1月31日が納期限です

特別区民税（四期分）

ご連絡ください

趣味・研究の青年団体

現在、区内にはたくさんの青年団体があり、趣味や研究活動が行なわれています。

しかし、その数が多く、内容もいろいろな分野にわたっているため、正確な数や名称がわかっていません。

そこで、区教育委員会では、どのような団体が、どんな活動をしているかを、調査することにしました。

四、五人はどのちいさなグループ、サークルでもけっこうですから、どしどしご連絡ください。

連絡先―区教育委員会青少年係

締切り―一月十四日（金）まで

なお、調査資料は、青年団体の紹介誌などに利用させていただきます。

亜硫酸ガス測定結果

（新田定点）

11月平均	0.031PPM
最高一日平均（11月26日）	0.062PPM
最低一日平均（11月7日）	0.011PPM
環境基準	0.05PPM

掲示板

■区民スキー競技大会

区と区教育委員会、区体育協会の共催により、区民体育大会冬季大会の一つとして、区民スキー競技大会を、次のとおり行ないます。ふるってご参加ください。

日時―昭和四十七年二月六日（日）午前八時三十分

場所―小出スキー場（新潟県小出町）直接、現地へ集合

参加資格―一般区民の方

競技内容―【回転競技】▽壮年組（四十五歳以上）▽成年組（三十五歳～四十四歳）▽青年組一部（十九歳～二十六歳）▽青年組二部（二十七歳～三十四歳）▽少年組（十八歳以下）▽女子組

参加費―五〇〇円

申込み先―一月二十一日正午までに、参加費を添えて次のいずれかの体育協会員へ

▽鈴木（千住緑町二丁目一〇）☎八八一―四八八二

▽堀内（千住宮元町一五～九）☎八八二―七七八九

■聴覚障害者相談

福祉事務所では、聴覚に障害のある方のために、手語通訳の人を置いて相談をお受けします。

個人の秘密は固く守りますのでお気軽においでください。

場所・相談日

▽足立福祉事務所＝毎月第一月曜日午後一時～五時

▽中部福祉事務所＝毎月第一月曜日午後一時～五時

▽東部福祉事務所＝毎月第三月曜日午後一時～五時

▽西部福祉事務所＝毎月第四月曜日午後一時～五時

■パートタイムの出張相談

日時―一月二十七日（木）午後一時～四時　**場所**―区役所第二庁舎（旧梅島支所）　**内容**―パートタイムの求人と紹介相談

また、足立公共職業安定所では、電話で職さがしのできるテレフォンサービスを行っています。ご利用ください。

☎八八八―四一六一

お礼

多額のご寄付をいただきました次の方々から区育英資金△あやめ会（野田国子会長、興野二丁目二八―二五）歳末助け合い△奈良井美野（六十三歳、弘道一丁目三〇―三）△東京都米穀小売商組合足立支部（加藤三六組合長、関原二丁目四五―一三）

■道路に水をまかないで！凍ると滑ってキケン

▽都の児童手当△

五歳未満の児童は―資格がなくなりました

国へ申請すれば支給

児童手当法および改正された東京都足立区児童手当条例が本年一月一日から施行になりました。

これにより、従来の都の児童手当制度における、受給資格、受給対象児童に変更がありましたのでお知らせします。

一　受給資格の消滅

今まで都の児童手当を受けていた方のうち、義務教育終了前の児童三人以上を扶養し、その三人目以降の児童の年齢が、すべて満五歳未満の児童である方は、本年一月一日以降、都の受給資格は消滅します。（ただし国で支給）

二　児童手当額の減額

今まで都の児童手当を受けていた方のうち、義務教育終了前の児童三人以上を扶養し、その三人目以降の児童のうち、満五歳未満の児童がいる場合には、この満五歳未満の児童が受給対象児童ではなくなりますので、児童手当額を減額いたします。（ただし国で支給）

三　国の制度の適用

一、二に該当する児童については、都の児童手当に代って、国の手当の認定申請をすることができますので、まだ認定申請をしていない方は、次のものをご持参の上至急手続きをしてください。